令和○年度　児童の健康診断の実施計画書（作成例）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 設置者名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 計画内容 |
| 健診実施日 | 定期１回目：定期２回目：※入所時は随時実施 |

【認可外保育施設指導監督基準】第７　健康管理・安全管理

（３）児童の健康診断

　　継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び１年に２回実施すること。

・　直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。

・　医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。

・　入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。